

健発第0714007号
食安発第0714001号
平成15年7月14日

各 検 疫 所 長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公 印 省 略)

重症急性呼吸器症候群を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令及び関係省令の施行について
(施行通知)

重症急性呼吸器症候群を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（平成15年政令第305号）は、平成15年7月4日に公布され、同年7月14日から施行されたところである。また、重症急性呼吸器症候群を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令の施行に伴う検疫法施行規則の準用に関する省令（平成15年厚生労働省令第121号）が同年7月14日に公布され、同日から施行されたところである。今般、この政省令の主な内容について以下のとおり通知するので、十分に了知願いたい。

記

- 1 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。以下「SARS」という。）を検疫法（以下「法」という。）第三十四条の感染症の種類として指定し、法第2章及び第4章（法第三十四条から第四十条までを除く。）の規定を準用することとしたこと。

(留意事項)

SARSについて準用する法の規定は以下のとおりとする。

第2章 検疫

- ア 第4条 （入港等の禁止）
- イ 第5条 （交通等の制限）
- ウ 第6条 （検疫前の通報）

工	第 8 条	(検疫区域)
オ	第 9 条	(検疫信号)
カ	第 1 0 条	(検疫の開始)
キ	第 1 1 条	(書類の提出及び呈示)
ク	第 1 2 条	(質問)
ケ	第 1 3 条	(診察及び検査)
コ	第 1 4 条	(汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等についての措置)
サ	第 1 5 条	(隔離)
シ	第 1 6 条	(停留)
ス	第 1 6 条の 2	(審査請求の特例)
セ	第 1 7 条	(検疫済証の交付)
ソ	第 1 8 条	(仮検疫済証の交付)
タ	第 1 9 条	(仮検疫済証の失効)
チ	第 2 0 条	(証明書 of 交付)
ツ	第 2 1 条	(検疫港以外の港における検疫)
テ	第 2 2 条	(第 4 条第 2 号に該当する船舶に関する特例)
ト	第 2 3 条	(緊急避難)

第 4 章 雑則

ア	第 2 8 条	(検疫官)
イ	第 2 9 条	(立入権)
ウ	第 3 0 条	(権限の解釈)
エ	第 3 1 条	(制服の着用及び証票の携帯)
オ	第 3 2 条	(実費の徴収)
カ	第 3 3 条	(費用の支弁及び負担)
キ	第 3 3 条の 2	(再審査請求)
ク	第 4 1 条	(省令委任)

- 2 法第 1 6 条第 2 項において規定する停留の期間は、SARS については 2 4 0 時間とすること。これに従い、法第 1 8 条により交付する仮検疫済証に付する期間を 2 4 0 時間とすること。
- 3 法第 2 1 条第 1 項第 1 号に規定する SARS が現に流行し、又は流行するおそれのある地域は、複数の SARS の患者が同時期に発生した地域とすること。